

小学校部会におけるこれまでの議論のとりまとめ 補足資料

小学校における外国語教育の改善・充実については、第二期教育振興基本計画等¹を踏まえ、文部科学省に設置された「英語教育の在り方に関する有識者会議」報告（平成26年9月）²において提言がまとめられ、諮問においても、同報告の提言を踏まえつつ検討を行うことが求められているところである。

これらを前提に、今後の方向性を踏まえた取組も含め、これまでの英語教育の成果・課題や今後検討すべき小学校教育を中心とした課題を整理するとすれば、以下のとおりである。

（１）小学校中学年における外国語活動と、高学年における教科化の必要性について

- 前回改訂において、中学校における4技能を通じた学習の素地^{そじ}として、「聞く」「話す」の2技能を中心に小学校段階でコミュニケーション能力の素地^{そじ}を養うため、「外国語活動」（年間35単位時間）が創設された。
- その後の「外国語活動」の充実により、児童の高い学習意欲、小学校で外国語活動を経験した中学生の成果や変容、指導に当たる教員の肯定的な捉え方といった成果とともに、教育課程の特例を活用して小学校低学年・中学年から外国語活動を取り入れることにより、中学校とのカリキュラム上の接続を意識した先進的な事例の成果が得られるなど、外国語活動を通じた学習の成果³が認められる。
- 一方で、児童の「読む」「書く」も含めた更なる言語活動への知的欲求が高まっている状況にある。例えば、中学生1年生の8割が、外国語活動で「英単語・英文を読む」「英単語・英文を書く」ことをもってしておきたかったと回答⁴するなど、①小学校の外国語活動において音声中心で学んだことが、中学校での段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていないこと、②国語と英語の音声^{つづ}の違いや英語の発音と綴りの関係の学習、文構造の学習において課題があること、③高学年は、児童の抽象的な思考力が高まる段階であり体系的な学習が求められることなどが課題として指摘されている。
- こうした課題に対応するためには、現行の成果も踏まえつつ、中学年から外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ、「聞く」「話す」の2技能を中心に外国語学習への動機付け

¹ 補足資料参照。

² 補足資料参照。

³ 補足資料参照。

⁴ 補足資料参照。

⁵ 脚注83のとおり、引き続き、専門的な見地から検討を行う必要がある。

を高めた上で、高学年から発達段階に応じて4技能を総合的・系統的に扱う教科学習が必要である。

- また、教科として系統的に学ぶことにより学習内容の定着を図る英語教育の充実、言語能力を向上させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、国語を学ぶことに対する関心の向上にも大きな効果がある。
- 言語能力の向上に関する議論を踏まえつつ、外国語教育としては、他者とのコミュニケーション（対話や議論等）の基盤を形成する側面を、資質・能力全体を貫く軸として重視しつつ、他の側面（創造的思考（とそれを支える論理的思考）、感性・情緒等）からも育成すべき資質・能力が明確となるよう整理することを通じて、外国語教育を更に改善・充実⁶することが必要である。
- このため、各学校段階を通して言語や文化に対する理解を深め、他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。あわせて、身近な話題から幅広い話題について理解したり、情報や考えなどを伝え合ったりすることができる能力を養うため、小学校段階では、相手意識を持って外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の育成などを掲げつつ、目標、指導内容、学習・指導方法、学習過程、学習評価等の在り方について検討する。

（２）指導内容と、指導のために必要となる時数について

- 小学校教育では、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことが目的となる。小学校段階の学びを、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、教科ごとのより高い指導の専門性が確保されている中学校、高等学校段階までの一貫した学びに円滑に接続させることにより、更なる外国語教育の質向上を図る。このため、小・中・高等学校を通じて、外国語の基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、次代を担うために必要な4技能を総合的に活用して思考・判断・表現する力を将来的に育むのに必要な主体的に学習に取り組む態度を養成していくことが重要である。
- 次期改訂では、各学校段階の学びを円滑に接続させるため、小・中・高等学校を通じて育成すべき資質・能力を、前述の三つの側面を踏まえつつ、「外国語を使って何ができるようになるか」という観点から、国として小・中・高一貫した指標を設定⁷、学習・指導方法、評価方法を改善することが必要である。
- 小学校における改善の方向として、これまでの成果・課題を踏まえ、今後の小学校中学年における「外国語活動」の導入と、高学年でのより系統性を持たせた体系的な指導を想定し、次のような目標・内容の改善を図る。

（小学校高学年）

⁶ 補足資料参照

⁷ 補足資料参照。

○ 小学校高学年においては、これまでの成果・課題を踏まえ、

- ・教科としての外国語教育のうち基礎的なものとして、中学年からの高学年及び中学校への学びの連続性を持たせながら、これまでの体験的な「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」の4技能を扱う言語活動を通じて、より系統性を持たせた指導(教科型)を行う。その際、外国語の基本的な表現に関わって聞くことや話すことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う体系的な指導を行う教科として位置付ける。
- ・教科として位置付ける際、単に中学校で学ぶ内容を小学校高学年に前倒しするのではなく、身近なことに関する基本的な表現による4技能の豊かな言語活動を行うため、発達段階に応じた「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、積極的に英語を読もうとしたり書こうとしたりする態度の育成を含めた初歩的な運用能力を養うことが考えられる。

例) 馴染みのある定型表現を使って、自分の好きなものや家族、一日の生活などについて、

友達に質問したり、質問に答えたりすることができる。・言語能力向上の観点も含め、文構造など言葉の規則性に関する気付きを意図的に促す指導や、文字の認識、単語への慣れ親しみも加えることで、発達段階に応じて、知的好奇心に応えるものとする。例えば、

①アルファベットの文字や単語などの認識

②国語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴への気付き

③語順の違いなど文構造への気付き

等を促す指導を行う。

- ・国語教育をはじめ他教科等と関連付けた学習内容や言語活動を設定することにより、思考力・判断力・表現力や主体的に学習する態度を身に付けることも重視する。
- ・教科として評価する際、英語嫌いにならないようにするため、外国語を読んだり、書いたりすることなどを通して、言葉の仕組みの面白さなどに気付きながら活用しようとする意欲や態度をより適切に評価できるようにすることが重要である。

(小学校中学年)

○ 小学校中学年においては、これまでの成果・課題を踏まえ、

- ・外国語学習への動機付けを高めるため、体験的に「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動を通じて、発達段階に適した形で、言語や文化について体験的に理解したり、音声等へ慣れ親しんだりする。
- ・このため、中学年では、言語や文化についての体験的理解や、外国語の音声等への慣れ親しみ、コミュニケーションへの積極性を中心とする「外国語活動」(活動型)を行い、コミュニケーション能力の素地を養うこととする。

- ・指導内容・方法や活動の設定、デジタル教材を含めた教材の工夫、他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めることが必要である。

○ このような方向性を目指し、小学校高学年において「聞くこと」「話すこと」の活動に加え、「読むこと」「書くこと」を含めた4技能を扱う言語活動を展開し定着を図り、教科として系統的な指導を行うためには、年間70単位時間程度の時数が必要である⁸。また、中学年における外国語活動については、従来の外国語活動と同様に年間35単位時間程度の時数が必要である。

○ 上記の方向性を踏まえた改善・充実を図るため、小学校教員の理解・共有を図る観点から、第5、6学年における年間70単位時間分の系統的な教科、及び第3、4学年における年間35単位時間分の学習内容についても、具体的なイメージを共有しながら検討する。

(短時間学習等の活用など、柔軟なカリキュラム設定に関する考え方)

- これまでの成果・課題を踏まえつつ、教育課程全体の枠組みの状況¹⁰を考慮すると、小学校高学年において年間35単位時間増となる時数を確保するためには、ICT等も活用しながら10～15分程度の短い時間を単位として繰り返し教科指導を行う短時間学習（帯学習、モジュール学習。以下「短時間学習」という。）¹¹を含めた柔軟なカリキュラム設定の在り方と必要なカリキュラム・マネジメントを検討する必要がある。
- 弾力的な授業時間の設定に関する研究開発学校等の先行的な取組状況や全国的な教育課程実施状況調査（平成26年度実績）などの、これまでの成果・課題等を踏まえ、次のような観点からの検討が必要である。

⁸ 中央教育審議会 教育課程企画特別部会「論点整理」（平成27年8月）においては、「さらに、仮に105時間（週3コマ程度）実施することについては、指導体制などの条件整備や小学生の生活への負担等を考えると、教育課程の特例としてではなく全国一律に実施することは極めて困難。また、現段階で教科ごとの指導の専門性が中学校以降ほど確立されていない小学校段階でこれを強いることは、英語嫌いを生み出すことにつながりかねない。今後、児童への指導に当たっては、教科化に対応できる指導力を備えるとともに、児童理解、学級経営を基盤とした授業の実施等に対応できる指導者が求められる。」との指摘がなされた。

⁹ 次期学習指導要領の小学校3・4、5・6年生の年間指導計画イメージ(案)たたき台

¹⁰ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月中央教育審議会）（抜粋）

6. 教育課程の基本的な枠組み

（1）小・中学校の教育課程の枠組み

②（小学校の授業時数（年間の総授業時数）においては、）小学校第4学年から第6学年にかけては現在の週27コマから1コマ増加し、週28コマを年間35週以上にわたって行うこととなる。これについては、学校では、一週間の中で、各教科等の授業以外にも、特別活動として児童会活動やクラブ活動が行われているほか、個別の児童に対する補充指導や生徒指導といった取組もなされている。9. にあるとおり学校が組織力を高め、教育課題に組織的に対応するに当たっては、校長や副校長、教頭、主幹教諭、教師との間の情報交換や意思疎通のための時間の確保なども必要である、ことなどから、学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度と考えられる。

¹¹ 中学校学習指導要領：「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定がある。

- ・ 短時間学習では、目的に応じてその時間に集中して、テンポ良く、効率的に繰り返し学習することを通じて効果が得られるというメリットがある。一方で、準備に過度な負担がかからないようにするための方法等について十分検討することが必要である。
- ・ 現在、英語教育の短時間学習を実施する小学校は少ないが、研究開発学校等の中で、短時間学習を通じて一定の効果を上げている学校もある。一方で、アルファベットや英単語を、場面設定をせずに単に繰り返し書く活動を行った場合、児童の意欲が低下するなどの報告もある。短時間学習を行う場合は、系統性を確保し、その効果を一層高めるため、教育課程における位置づけの明確化を図り、45分授業との一体的な指導計画に基づいて実施すべきである。
- ・ 従来は、短時間学習を授業時間外の扱いとし、授業内容との直接的な関係性を教育課程に位置付けていないことが多かったが、今後、外国語の特性を踏まえた指導内容のまとまりや教育効果を高める観点から、短時間学習を行う場合には、学習指導要領上の標準授業時数内で、その時間を年間授業時数に含め、その目標を明確にし、まとまりのある授業時間との関連性を確保した上で実施することが必要である。
- ・ 短時間学習を効果的に位置付けるため、その目的・実施のねらい、中心となる45分授業とそれを補完する短時間学習との関係性を明確にしたカリキュラムや、両者における指導の順序性などを明確にしていくことが必要である。
- ・ 前述の全国の小・中学校における短時間学習の状況の調査結果によると、算数、国語の学力向上を目的とする計算ドリルや読書活動など、授業時数内外で様々な教科も含めた取組が行われており、実施状況は様々であるため、全ての小学校において、外国語に特化した短時間学習を一律に行うことは困難な状況にある。このため、年間70単位時間における一定の短時間学習の在り方を横並びで求めるのではなく、ある場合には45分授業を60分授業の扱いにして、その中の15分を短時間学習として位置付けることや、また別の場合には外国語の短時間学習を2週間に3回程度実施する、さらに別の場合には夏季、冬季の長期休業期間において言語活動を行うなど、地域や各校の実情に応じた幅のある柔軟なカリキュラムの設定が必要であると考えられる。
- ・ 外国語教育の特質に応じ、まとまった時間を活用して言語活動を行うことなどが効果的な場合には、夏季・冬季休業や、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができるような方向性を検討し、各校の取組に柔軟な対応が可能となるようにすることが必要である。

(例) 短時間学習や柔軟なカリキュラム設定等のイメージ

- ・ 45分授業との関係を明確にした一定の効果が得られる15分程度の「繰り返し学習」などの短時間学習
- ・ 45分+15分などの組合せにより、深みのあるコミュニケーション活動の設定などの組合せも可能となる指導
- ・ イングリッシュ・キャンプ、補習などの夏季、冬季の長期休業期間における活用 等

○ 以上のような論点を踏まえた検討とともに、担当する教員が、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を、責任を持って行う体制整備が必要であるといった観点から、教員養成、教員研修及び教材開発に関する条件整備が不可欠である。

- ・ 10～15分の短時間で円滑に効果的な学習を行うためには、児童の学習規律が確立されていることが前提となるため、低学年からの学びの在り方も含め、学校全体の学習規律の確保が必要である。
- ・ 短時間学習について、教員が指導できる指導計画、教材の整備、指導法の確立が必要である。
- ・ 指導計画については、学校が定めた標準の授業単位時間により実施される授業の指導計画と連動させ、短時間学習に適した活動が選定されることが必要である。
- ・ 教科化を前提とした場合、短時間学習を含めた学習における評価の在り方を確立することが必要である。

※授業の内容との系統性を確保して短時間学習の活動を可能とする場合

- ・ 教科化に向けて、70単位時間のうち、例えば、①アルファベットの文字や単語の認識、②国語と英語の違いや音声のそれぞれの特徴への気付きなどを一定の言語活動を含めたまとまりのある学習を行った上で、ICTなども活用しながら15分程度の短い時間を単位とした活動を関連付けて「繰り返し学習」を行うことによって定着を図る。(①関係では、例えば年間15単位時間程度の短時間学習の実施が考えられるが、②関係なども含め、更に効果が期待される短時間学習の可能性について、引き続き、専門的に検討。)
- ・ さらに、研究開発校等の取組の結果等を踏まえ、高学年における外国語教育において、「書くこと」「話すこと」だけではなく、「聞くこと」「読むこと」に関する短時間学習など、様々な可能性があるので、4技能を含めた活動として位置付けを明確にして検討。

- 中学年においては、年間35単位時間、週当たり1コマ相当の外国語活動を、短時間学習で実施することは困難であり、小学校の教育課程全体を見通した「カリキュラム・マネジメント」が必要であると考えられる。

(3) 小・中連携の改善・充実

- 小・中学校の接続については、中・高等学校の接続と同様に、高等学校卒業段階で求められる資質・能力を明確にした上で、各学校段階で児童生徒の実態を踏まえて育成すべき資質・能力を明確にする必要がある。それらを実現するための目標を設定し、学校種間における具体的な接続につながる学習・指導方法等について検討が必要である。
- 中学校では、小学校の「外国語活動」で学んだ内容が十分に生かされていないことや、言語活動が十分ではないという指摘も踏まえ、義務教育終了段階として、小学校での学びとの連続性を図りつつ、身近な事柄についてコミュニケーションを図ることができるようにする。あわせて、高等学校における目標の高度化に対応するための基礎を培う観点から、発達段階に応じて、身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うことが必要である。

その際、例えば、学校生活、地域行事、生徒の体験、他教科等での学習内容等と関連付けて、互いの考えや気持ちを外国語で伝え合う言語活動を中心とする授業を行うことを重視する。また、授業を実際のコミュニケーションの場面とする観点から、中学校においても授業を英語で行うことを基本とする¹²。

- 特に、前回改訂において大幅な時数増を行った中学校における指導を最大限に活用する観点からも、小学校段階で「聞くこと」「話すこと」に加えて「読むこと」「書くこと」を含めて学んだ語彙や表現などの学習内容、文字の認識や語順の違いなどへの気づきを生かして、中学校の言語活動において繰り返し活用することによって着実な定着まで高めることが重要である。また、中学校においては、生徒にとって身近なコミュニケーションの場面を設定した上で、学習した語彙や表現などを実際に活用する活動を充実させるなど指導の改善を図る。
- 小学校で学んだ語彙や表現などの学習内容は中学校の言語活動で、中学校で学習した語彙・表現・文法事項等は高等学校の学習において、意味のある文脈の中でコミュニケーションを通して繰り返し触れることができるよう、様々な言語活動を工夫し、言語の運用能力を高める。

¹² 「授業は英語で行うことを基本とする」こととは、教師が授業を英語で行うとともに、生徒も授業の中でできるだけ多くの英語を使用することにより、英語による言語活動を行うことを授業の中心とすることである。これは、生徒が、授業の中で英語に触れたり英語でコミュニケーションを行ったりする機会を充実するとともに、生徒が英語を英語のまま理解したり表現したりすることに慣れるような指導の充実を図ることを目的としている。英語に関する各科目の「特質」は、言語に関する技能そのものの習得を目的としていることである。しかし、このような技能の習得のために必要となる、英語を使用する機会は、我が国の生徒の日常生活において非常に限られている。これらのことを踏まえれば、英語に関する各科目の授業においては、訳読や和文英訳、文法指導が中心とならないよう留意し、生徒が英語に触れるとともに、英語でコミュニケーションを行う機会を充実することが必要である（出典：高等学校学習指導要領解説外国語編）。

- 小学校高学年を含めた小・中学校における指導語彙数については、これまでの成果や諸外国の状況等を踏まえながら引き続き検討¹³する。
- また、中学校については、教育委員会、学校における英語教育に関する取組¹⁴も含め地域によって差があること、生徒の学習意欲に課題があること、児童生徒が学校の授業や英会話教室などで学び始めた時期が小学校入学前から中学入学前にかけて、相当のばらつきがあることが明らかになっている¹⁵。このような調査結果などの客観的なデータ等に基づいて、教育委員会、各学校における課題を把握・分析し、授業改善や環境整備に役立てることが期待される。

あわせて、新たに4技能を測定する全国的な学力調査の実施¹⁶により、指導改善のPDCAサイクルを確立することが重要である。

- さらに、学校における英語の資格・検定試験の活用促進及び客観的な質保証を図る観点から、資格・検定試験が中学校・高等学校等において適切かつ効果的に活用されるため、大学、高等学校、中学校関係者、テスト理論等の専門家及び資格・検定試験の関係団体が参画する協議会¹⁷が設置されており、学習指導要領との関係性、生徒の受験のしやすさ（経済的状況に配慮した受験料、地域バランスに配慮した実施体制、受験回数等）等を含めた指針の提示、国際水準となっているCEFRとの関係を考慮した4技能を測定する試験の情報発信等がおこなわれている。このような場において、関係者による必要な情報交換、協議が進められ生徒の英語力向上に資するものとなることが期待される。

（４）小学校外国語教育における必要な指導体制の充実等

- 小学校外国語教育の改善・充実においては、校長がリーダーシップを発揮し、学校全体の取組方針を明確にした上で、全教員の共通理解を図りながら、各学校の中核教員を

¹³ 外国語ワーキンググループにおいて、高校卒業時までの目標とともに検討中である。

¹⁴ 基礎資料〇〇〇英語教育実施状況調査結果、平成25年全国学力・学習状況調査〇〇

¹⁵ 基礎資料64、65頁参照。

¹⁶ 現在、英語調査については、「学力調査の在り方に関する専門家会議」の下で「英語調査の検討に関するワーキンググループ」において、その具体的な在り方について検討が行われ、28年2月には「論点整理」がまとめられている。

¹⁷ 平成26年〇月に、英語教育の在り方に関する有識者会議報告を受け設置された、学校、関係団体、経済団体、専門家が参画する4技能連絡協議会においては、学校における4技能の総合的な育成及び適正な評価の観点から、入学者選抜における資格・検定試験の活用に関する有効性や留意すべき点について具体的な指針が提示されている。生徒・学生の英語力も踏まえた多様な資格・検定試験の活用に関する情報交換、発信が行われている。

（例）・学習指導要領に沿った4技能の能力との親和性と測定可能性、・評価の妥当性（語彙レベル、使用言語領域、出題意図等）、・多様な生徒・学生の能力への適合性、・妥当な換算方法（例：みなし満点、点数換算等）、・受験のしやすさ（経済的状況に配慮した受験料、地域バランスに配慮した実施体制、受験回数等）・適正・公正な試験実施体制（試験監督、情報管理等）、・国際的な通用性

中心とした校内の英語教育に係る指導体制の強化に取り組むことが重要である。また、指導体制の強化においては、①効果的な教材開発とともに、②児童のコミュニケーション能力を育成することができる指導者の確保を含めた充実が必要である。

- 地方自治体においては、各学校における外国語教育充実のため、学校や地域全体で取り組む必要がある。例えば、市町村単位で、地域の指導的立場にある教員が複数の小・中学校を受け持ち、英語教育担当指導主事や外部専門家等とチームを組んで指導に当たるなど、地域の実情に応じた柔軟かつ効果的な指導を行う体制づくりが期待される。
- また、小学校の外国語活動において、ALTや外国語が堪能な地域人材とのチーム・ティーチングを行いながら、児童の実態把握を、その発達段階に応じて指導に生かすことができる学級担任が果たしてきた役割は重要であり、一定の成果を挙げてきた。小学校中学年へ外国語活動を導入する場合は、学校や地域の実情を踏まえ、学級担任とALTと専科指導を行う教員による授業や、学級担任と英語が堪能な外部人材とのチーム・ティーチングを行うなど柔軟な指導体制が整備されることが必要である。
- このような環境の中で、小学校高学年の教科化においては、外国語の指導力を備えた学級担任や、専科指導を行う教員を含めた、より専門性を重視した指導体制について検討する必要がある。現在、小学校の学級担任の役割として、指導計画立案、教材準備、授業における児童への働きかけ、評価などが求められる。
- これまでも、英語教育の専門性を重視した体制として、①担任を持ちながら高学年の教科担任として複数学級の専科指導を行う教員が授業を実施（その場合、他の教科の教員と専門性が求められる授業を持ち合いで対応）、②担任を持たず高学年の専科指導を行う教員が学級担任と連携しながら授業を実施¹⁸、③中学校区を基盤として中学校の英語担当教員が校区内の複数の小学校と連携して、研修会や、専科指導者としてチーム・ティーチングに参加する授業を実施する事例¹⁹などが少なからず見られる。
- 次期学習指導要領の改訂においては、このような事例を想定した指導体制が重視される。このため、指導者の養成・採用・研修の充実が必要である。また、小学校の指導者は、次期学習指導要領改訂も見据えた中長期的な観点から専門性を有する指導者の英語力・指導力向上が必要であり、教員養成の改革とともに、現職研修の抜本的な拡充、採用における取組の改善などを一体的に進め、指導体制の強化を総合的に進めることが重要である。
- 小学校高学年における外国語指導に求められる指導体制を強化するため、求められる教員と外部人材の資質・能力・資格要件などについて、次のような観点から具体的な指導体制の改善を進めることが必要である。

¹⁸ 小学校英語を教科として導入し英語力を向上した韓国では、小学校で学級担任が専科指導を行う教員と、専科指導のみを行う教員を配置する指導体制となっている、導入時に全員 120 時間以上の研修を受講することが求められるなど教員の英語力・指導力向上が進められてきた。

¹⁹ 補足資料参照。

- ・児童への指導に当たっては、外国語教育に関する専門性を前提としながらも、児童理解の観点、他教科等と連動した学習内容・活動を行う観点から、学級経営を基盤とした授業の実施等に対応できる指導者が求められる。
 - ・小学校では、児童の実態をよく知る学級担任が重要な役割を果たしているが、高学年の教科を指導する場合、学級担任が外国語の指導力に関する専門性を高めて指導する、あわせて専科指導を行う教員を養成・確保することにより、専門性を一層重視した指導体制を構築する。
 - ・外国語活動において役割を果たしてきた学級担任の中で、更に小学校高学年の専科指導にも当たることができるようにするため、小学校の教科化において必要な新たな指導法等とあわせて修得が可能となる講習の開設支援等を行う。例えば、小学校の現職教員が、中学校教員免許(外国語)を取得し、外国語の教科化に対応して専科指導が可能となる環境を整備する。
 - ・小学校高学年における英語の教科化に当たっては、小学校教育を理解し専門性を有する適切な人材に特別免許状を積極的に授与し活用することや、中学校等の英語担当教員の退職者等の外部人材を非常勤講師として活用するための支援²⁰を行う。
 - ・加えて、外国語講師や、補助的な役割を果たす外国語指導助手（A L T）²¹、英語が堪能な地域人材等の活用など、地域の実情に応じた柔軟な指導体制を充実させることが必要である。
 - ・小学校における外国語活動では、外国語を使った活動を通じて、人とコミュニケーションを図る大切さや楽しさを体験し、国際理解を図り、視野を広げることを目的として、英語が堪能な地域人材等の外部人材の活用などによる指導体制の充実を図る。
 - ・小学校における学級担任と外部人材の連携については、それぞれの役割を明確にしつつ、適切かつ適正なチーム・ティーチング等が行われるための体制整備の充実を図る。
 - ・小中連携の観点も踏まえ、中学校の外国語担当教員が、例えば小学校の外国語の授業に参加したり、小学校の教員が中学校の外国語の授業に参加して相互の授業を参観したり、授業をチーム・ティーチングで行う取組などを進め、互いに理解を図る連携を進める。
- 小学校段階では、積極的に外国語を聞いたり話したりすることを重視する必要がある、専門性の高い教員との連携、外部人材やI C Tの活用を含めた教材開発等を通じて指導の充実を図っていくことが重要である。

（教材の充実）

²⁰ 補足資料参照。

²¹ 補足資料参照。

- 外国語教育については、音声や映像を活用した効果的な教材開発と、それらを活用して効果的に指導を行う指導力が必要である。先進的な取組も含めたこれまでの外国語活動の成果・課題を踏まえ、小学校中学年では、発達段階に応じた外国語活動に必要な教材の開発を行う。小学校高学年では、英語の教科化に伴って教科書の整備が必要となる。

また、教科化され、教科書が整備されるまでの間、国において、新たな補助教材²²の検証を行い、その結果を踏まえ、次期学習指導要領移行期に各学校において活用することを想定した新たな教材を平成29年度に開発し、平成30年度には先行実施を行う小学校で活用できるよう作成・配布する必要がある。

- あわせて、それらを効果的に活用するためには、教員の指導力の向上が必要である。ICTを用いた指導方法についての研修の充実を図るため、授業の展開を明確にイメージできるような映像等を用いた指導事例の作成や研修教材・研修マニュアルを作成し、普及を図る必要がある。
- 外国語学習においては、効果的な学習方法として、音声も含めた学習効果の高いコンテンツの導入、デジタル教材の活用による児童の興味・関心を高めるような個別学習や、協働学習²³などの学習活動に応じた多様な教材や、ICT活用を推進するためのハードウェアの充実を促進する。
- 教育の情報化の推進については、学校における情報機器等の安定的かつ計画的な整備を促進するため、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）で目標とされている水準の達成に必要な所要額（平成26年度から4か年にわたり総額6,712億円）を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画（平成26年度～平成29年度）」に基づき、地方財政措置を講じることとしている。これを十分に周知し、英語教育を含むICT活用に必要な環境整備、学習用ソフトウェア、ICT支援員の活用について、地方公共団体における予算措置を促進する必要がある。

（外部人材の確保）

- 児童生徒が外国語に触れる機会を充実するため、外国語を母語とする外国人やこれに準ずる者を教員として受け入れ、単独授業を含む教育活動全般に登用していくことも必要である。各都道府県教育委員会においては、文部科学省が示した指針²⁴も参考とし適切に基準を定め、各学校が特別免許状制度を活用した効果的な外国語教育を行えるよう、外国人も含め英語力・指導力の高い外部人材を活用することが期待される。

²² 平成27年度より、英語教育強化地域拠点事業における研究開発学校等において、新たな補助教材「Hi friends ! Plus」を活用し教科科に対応したカリキュラム開発を実施。現在の補助教材は、「Hi friends !」を活用しながら、アルファベット文字の認識、日本語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴、文構造への気付きを促す指導ができるようなものとなっている。28年度に検証を行い改訂、指導案、事例集（校内研修等において活用が可能な映像資料など含む）等の充実を図る予定。

²³ 「学びのイノベーション事業」実証研究報告書（平成26年4月11日：学びのイノベーション推進協議会）では、「「個別学習」では、デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能。」「「協働学習」では、タブレットPC、電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子供同士による意見交換、発表などお互いを高め合う学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。」とまとめている。

²⁴ 平成26年6月19日「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の策定について（文部科学省通知）

また、外国語が堪能な地域人材や外国語担当教員の退職者等を非常勤講師として活用するための方策も講じる。その際、自治体においては、必要な外部専門人材の確保が困難な学校もあることに配慮した適切な配置等を行うことが必要である。

- 児童生徒が外国語母語話者や外国語が堪能な地域人材とのコミュニケーションを通じて、

- (1) 標準的な音声に接し、正確な発音を習得する、
- (2) 間違いを恐れずに、外国語で情報や自分の考えを述べるとともに、相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されること

などが重要である。そのような観点から、外国語講師、ALT、地域人材等の活用など外部人材の活用においては、それらの質を担保しつつ、効果的な活用を図るため、地方公共団体、各学校において地域の実情を踏まえた指導体制を充実させることが大切である。少なくとも、次期学習指導要領の実施が想定される2020（平成32）年度の前年度までに、その質を確保しつつ、すべての小学校にALT等が参画できるよう確保するとともに、その活用の在り方について学校や地域全体で十分に検討する必要がある。○ その際、学校と、PTA、国際交流関係団体、NPO等との連携による地域人材の活用や、研修の実施とともに、それらを支えるコーディネーター²⁵等の活用など、社会との連携・協働による取組を進めることが必要である。

（教員養成の改善・充実）

- 教員の英語力・指導力の向上のためには、新たな外国語教育に向けて、その養成段階から見直すことが重要であるが、あわせて現職教員の研修も充実すべきである。そのため、次期の学習指導要領改訂に向けて、中央教育審議会教員養成部会において指摘²⁶されているように、小学校における外国語の教科化への対応や中学・高等学校の「話す」「書く」の指導力の向上を図るため、次期学習指導要領改訂の検討の方向性を踏まえつつ、大学、教育委員会等が参画して養成・研修に必要なコア・カリキュラム開発を行い、各大学における教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする。

²⁵ 市町村教育委員会においては、外部人材をコーディネーターとして調整(研修の実施、指導内容・教材の共有など)する人材が必要である。

²⁶ 中央教育審議会 教員養成部会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)」(平成27年12月) (抜粋)4. 改革の具体的な方向性(4)新たな教育課題に対応した教員研修・養成(略)

・「英語教育の在り方に関する有識者会議」(平成26年9月)においては、教職課程では、小学校中学年から外国語活動を導入するに当たり、その目的、目標、指導法、授業実践、教材開発・活用法、教室英語の活用などに加え、児童の発達、他教科等での学習内容、学級経営等についての知識理解等を取り扱う必要がある。さらに、小学校高学年の英語を教科化するに当たり、小学校段階で系統的な指導を行うため、児童の発達段階に応じた、英語を「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4つの技能にわたる総合的なコミュニケーション能力を身に付けるための英語の指導力を高める内容が求められる。そこで、教職課程において英語指導法に関する科目を履修させることについて検討が必要である。その際、学習指導要領の内容を踏まえた指導計画の作成、模擬授業、教材研究、効果的な評価方法などの内容を含むことが必要である。具体的には、例えば、小学校における英語指導に必要な、基本的な英語音声学、第二言語習得、実際の場面で使うことができる語彙、表現、文構造、文法の特徴に関する理解と運用、異文化理解、発達段階に応じた適切な指導法、小学校における教室英語など教職課程において実践的な内容を扱う必要がある。あわせて、実践的な指導力を身に付けるため、ALT等とのティーム・ティーチングを含む模擬授業、小・中連携に対応した演習や事例研究などが取り扱われることが必要である。また、これらを踏まえ、国の調査研究事業において、小・中・高校の教職課程に係るコア・カリキュラム等の開発・実証を実施している。

- また、小学校中学年の外国語活動導入と高学年の外国語の教科化に向け、音声学を含む英語学など専門性を高める教科の科目とともに教職に関する科目を教職課程に位置付けるための検討を進める必要がある。このような取組を推進し、教員の意識改革を進めるとともに、新たな英語教育に対応した現職教員研修及び教員養成を確実に実施することが必要である。その際、ICT も活用しながら、効果的な研修を工夫することが不可欠である²⁷。

(教員研修の改善・充実)

- 現職研修の充実に当たっては、教育委員会と大学・外部専門機関等との連携を図る体制を構築し、継続的な現職研修や養成カリキュラムの開発・実施につなげていくことが必要である。その際、例えば、現職の小学校教員が、初歩的な文字指導、外国語によるコミュニケーション活動、小中連携に留意した指導などが可能となり、外国語の教科指導に自信を持って当たることができるよう教科化に対応した新たな指導法等の修得²⁸とともに「免許法認定講習」の開設支援等を行い、中学校教員免許（外国語）取得が促進される環境を整備することが重要である。

また、その講習を受講した教員は各校の「中核教員」として、教科化に対応するための校内体制の整備、校内研修等の実施などを担うことが期待される。

- 平成26年度から開始した国による「英語教育推進リーダー」研修を受講した教員を中心に、次期学習指導要領の改訂に向けた域内研修の体制を充実し、研修成果を確実に波及させることで、域内教員の英語力・指導力を向上する。

「英語教育推進リーダー」に期待される役割

国による「英語教育推進リーダー」中央研修(外部専門機関と連携した英語指導力向上事業)を修了し、

- ・各地域において「英語教育推進リーダー」が講師として各校の「中核教員」等を対象に行う研修・助言
- ・地域の研究会・研究授業等における講師・助言者 等

「中核教員」に期待される役割

- ・校内指導計画の作成、校内研修、教材研究、指導方法・評価の共有・改善のための日常的な指導・助言、カリキュラム・マネジメント、専科指導 等

²⁸ 平成27年度「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」において、新たな指導法等のモデルが提示されている。

- 国・地方公共団体による地域の教員研修のシステムづくりに当たっては、地域の中心となる「英語教育推進リーダー」の養成とともに、そうした者が地域の研修の企画・運営に参加することが可能となるよう、後補充の定数措置や非常勤講師等外部専門人材の活用への支援を充実する。その際、研修の質の改善のため更なる取組を支援する。
- 学級担任はじめ全教員が外国語教育に関する研修を受けられるよう、例えば、「中核教員」等が行う校内研修において活用される、具体的な授業の展開を明確にイメージできる映像等を用いた指導事例の作成や研修教材などの支援を充実する。
- 研修に参加する教員の研修効果が高まるよう、その目的・趣旨等の周知徹底を図る。あわせて教員の負担軽減を図るため、研修期間を夏休み等に集中して行うことや、単位制にするなど、教員が研修に参加しやすい環境整備が必要である。
- 引き続き、次期学習指導要領改訂に向けて、小学校全体の現状や、学校、大学、教育委員会、学会等の関係者の意見を踏まえつつ、中央教育審議会等の場において、教育課程及び教員養成などの観点から、専門的に検討を行うとともに、先行して実施可能な取組について支援の充実を図る。

高等学校部会における検討事項（案）

「論点整理」を踏まえ、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、①十分な知識・技能と、②それらを基盤にして答えのない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等と、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とを身に付けていくことができるよう、教育課程の在り方等について、「共通性の確保」と「多様化への対応」の観点を軸として検討する。

1. 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

（1）高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

（2）教科・科目等の構成及び単位数について

2. カリキュラム・マネジメントについて

3. アクティブ・ラーニングの視点をいかした学習・指導の改善について

4. 学習評価の在り方について

【第1回の検討事項】

1. 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

(1) 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

<現状>

現行学習指導要領の策定にあたっては、学校教育法に定められた高等学校の目的・目標規定を踏まえ、「各教科・科目において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、知識・技能を活用する学習を重視すること」、「各教科・科目において、義務教育と高等学校との間の系統性を重視した円滑な接続を図ること」、「豊かな心や健やかな体の育成のため、道德教育の充実や健やかな心身の育成についての指導の充実を図ること」が重視された。

その中で、学習指導要領に定める高等学校の必修教科・科目は「高等学校とは何か」ということを学習内容の面から国が示したものと整理された。この考え方は、中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校部会の「審議まとめ」（平成26年6月）においても、高等学校において全ての生徒が身に付けるべき「コア」の内容を、教科・科目等の形で示しているものとして捉えられている。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会がより一層身近なものとなっていることを踏まえ、高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何かを明確に示すことが求められている。また、初等中等教育最後の教育機関として、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」の視点も重要である。

さらに、平成26年12月には中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」が示され、高等学校教育、大学教育を通じて育むべき資質・能力の明確化が図られている。

これらを踏まえて、高等学校の教育課程全体において、育成すべき資質・能力を「共通性の確保」と「多様化への対応」の視点で検討する必要がある。

<検討事項>

共通性の確保：高等学校教育を通じて、共通に育成すべき資質・能力の視点

- ・各教科等において育成すべき資質・能力の検討状況を踏まえて、高等学校教育を通じて共通に育成すべき資質・能力を明確化することについて

○学校教育法

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

多様化への対応：一人一人の生徒の幅広い学習ニーズに応じた多様な可能性を伸ばす 高等学校教育の視点

- ・各学校・学科において、育てようとする人材像に応じて、育成すべき資質・能力を明確化し示すことについて
- ・大学入学時点で求められる資質・能力との関係について

○中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月）

1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革

(2) 高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」「確かな学力」の明確化

（略）高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」を、それを構成する「豊かな人間性」「健康・体力」「確かな学力」それぞれについて捉え直すと、以下のように考えることができる。

① 豊かな人間性

高等学校教育を通じて、国家及び社会の責任ある形成者として必要な教養と行動規範を身に付けること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、国、地域社会、国際社会等においてそれぞれの立場で主体的に活動する力を鍛錬すること。

② 健康・体力

高等学校教育を通じて、社会で自立して活動するために必要な健康・体力を養うとともに、自己管理等の方法を身に付けること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、社会的役割を果たすために必要な肉体的、精神的能力を鍛錬すること。

③ 確かな学力

学力の三要素を、社会で自立して活動していくために必要な力という観点から捉え直し、高等学校教育を通じて(i)これからの時代に社会で生きていくために必要な、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」を養うこと、(ii)その基盤となる「知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」を育むこと、(iii)さらにその基礎となる「知識・技能」を習得させること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、これらを総合した学力を鍛錬すること。

（２）教科・科目の構成及び単位数について

<現状>

現行の学習指導要領等においては、各学校における教育課程の状況等を踏まえ、卒業に必要な単位は74単位としつつ、「高度な普通教育」及び「専門教育」を施す高等学校においては、普通教育として、すべての生徒に対し、日常生活を営む上で共通に必要とされる知識・技能を習得させ、それを活用する能力を伸ばし、調和のとれた人間の育成を目指すとの観点から、必修教科・科目を設定しており、全学科共通で必修及び選択必修の教科・科目等の単位数は最低で38単位となっている（減単位をしない場合）。

また、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門学科においては、我が国の産業経済の発展を担う人材を育成するため、一定の専門性を確保する観点から、専門教科・科目を25単位以上履修させることとしている。

総合学科は、幅広い選択科目の中から生徒が自ら科目を選択し学ぶことを特色としており、将来の職業選択など自己の進路への自覚を深める学習が重視されており、「産業社会と人間」を履修することとしている。

また、多様化が進む生徒の興味・関心、能力・適性、進路等に対応するため、自校以外での学習成果を単位認定する制度が段階的に整備されるとともに、各学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じて、特色ある教育課程の編成ができるようにされており（学校設定教科・科目）、これらがより効果的に実施される方策についても検討が求められる。

<検討事項>

共通性の確保：共通に育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目及び単位数の在り方についての視点

- ・新たな必修教科目の構成とその単位数について

多様化への対応：多様なニーズに応える学習を展開するために、共通に育成すべき資質・能力とのバランスを踏まえた教科・科目及び単位数、履修の在り方についての視点

- ・国語科、地理歴史科、公民科、情報科など、必修教科目の構成や単位数を変更する教科における選択科目の構成及び単位数について
- ・数理探究（仮称）と総合的な学習の時間や課題研究の関係について
- ・専門教科・科目による必修教科・科目の代替について
- ・学校設定教科・科目の在り方について（「産業社会と人間」を含む）
- ・学校外における学修等に関する単位認定について（大学等における学修、ボランティア活動等）

○学校教育法施行規則

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

特別支援教育部会における検討事項について（案）

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子供たちの自立と社会参画を一層推進するため、以下の事項を検討してはどうか。

1. 特別支援教育における、

- ① 社会に開かれた教育課程、育成すべき資質・能力、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った指導、カリキュラム・マネジメントの在り方。

2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、

- ① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。
- ② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。
- ③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。
- ④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。
- ⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。

3. 特別支援学校において、

- ① 幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実。
- ② これからの時代に求められる資質能力を踏まえた、障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実。
- ③ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。

4. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、

- ① 子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現

など

特別支援教育部会における検討状況（第6回まで）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。	【現状】 ・学習指導要領の総則において「個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と規定。 ・学習指導要領解説（総則編）において、障害別の配慮を例示。 【主な意見】 各教科等の目標を実現するとともに、児童生徒の障害の状態や学習の過程で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、 ○総則だけではなく、各教科等においても配慮の例を示すことが必要ではないか。 ○総則及び各教科等において示す際には、障害別の配慮のみならず、学習の過程で考えられる困難さに対する配慮の例を示すことが考えられるのではないか。 ○また、困難さを克服するとともに、得意な分野を伸ばすことへの配慮も示していく必要があるのではないか。
② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。	【現状】 《通級による指導、特別支援学級ともに》 ・通級による指導や特別支援学級の目的や内容については、別途、学校教育法施行規則及び文部科学省告示で規定。（このため、学習指導要領では、通級による指導や特別支援学級の教育課程の取扱い等に関する規定は設けられていない。） 《通級による指導》 ・文部科学省告示において、障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導と規定。 ・学習指導要領解説において、指導に当たっては、特別支援学校における指導領域「自立活動」を参考として、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて目標・内容を定め、学習活動を実施することを記述。

	・ <u>高等学校における指導については、現在、「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において検討</u>を行っており、この検討経過を踏まえ、特別支援教育部会、高等学校部会や総則・評価特別部会において、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育における共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方などの論点について、教育課程全体の改訂の議論の中で検討を行う予定。 《特別支援学級》 ・ 文部科学省通知及び学習指導要領解説において、特別支援学級における指導に当たって、特別の教育課程を編成する場合は、必要に応じて、<u>特別支援学校小・中学部学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成</u>することを記述。 (学習指導要領解説で示している例) ・ 特別支援学校の「自立活動」を取り入れる ・ 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える ・ 特別支援学校（知的障害）の各教科の一部又は全部に替える など 【主な意見】 《通級による指導》 通級による指導の充実を図るとともに、通級による指導と各教科等の指導との関連が明らかになるよう、 ○学習指導要領の総則において、<u>通級による指導の目標・内容や、教育課程の構造等、配慮事項等を示す</u>ことが必要ではないか。 《特別支援学級》 小・中学校教育の目標や内容を達成するとともに、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を踏まえた、実情に合った教育課程が編成できるよう、 ○学習指導要領の総則において、<u>特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や編成の方針等を具体的に示す</u>ことが必要ではないか。
--	--

③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。	【現状】 《合理的配慮※の提供》 ・ 障害者の権利に関する条約（平成 19 年 9 月日本国署名）を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成 24 年 7 月）において、合理的配慮の観点（3 観点 11 項目、参考資料 P 11 参照）を示し、各学校における合理的配慮の提供を周知。 ・ 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）に伴い、合理的配慮の提供について、国や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務が課される。 ※権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。 《個別の指導計画、個別の教育支援計画》 ・ 学習指導要領総則において、障害のある幼児児童生徒などに対して、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが例示されている。 ・ 作成する必要がある幼児児童生徒に対する作成状況は、小・中学校においては作成が進んでいたが、幼稚園、高等学校においては作成状況に課題。 【主な意見】 《合理的配慮の提供》 ○合理的配慮の考え方（合理的配慮の観点、意思の表明から提供までの留意点など）を示す必要があるのではないか。 ○合理的配慮が継続的に提供できるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する際にも、合理的配慮の提供について記述することが必要ではないか。 《個別の指導計画、個別の教育支援計画》 ○通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとしてはどうか。
---	---

	○「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の留意点（実態把握から評価改善など）を示すことが必要でないか。
④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。	【現状】 ・学習指導要領総則において、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととし、学習指導要領解説において、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の在り方を示している。 ・校内委員会の設置状況及び特別支援教育コーディネーターの指名状況は小・中学校ではおおむね100%（幼稚園での設置・指名はそれぞれ約60%、高等学校では約85%）。 【主な意見】 特別支援教育に係る組織的な対応が一層充実されるよう、 ○特別支援教育コーディネーターの役割は不可欠となっており、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り方（特別支援教育に係る校内委員会の設置、教務や生徒指導等との連携など）を示す必要があるのではないか。
⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。	【現状】 ・総則において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や（中略）を設けることと規定。 ・幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、それぞれの学校の教育課程に位置付け、計画的な交流及び共同学習を実施。 【主な意見】 ○学習指導要領総則の一般方針において、共生社会の形成に向けた障害者理解の促進を示す必要があるのではないか。 ※交流及び共同学習の理念や取組を共有すること（事例集等の作成など）や、交流及び共同学習を通して育む力と教育課程との関係、特別支援教育コーディネーターを中心とした実施体制の在り方等について、引き続き、特別支援教育部会で検討する必要。

特別支援学校における教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
⑥ 幼児児童生徒の発達段階に応じた自立活動の改善・充実。	【現状】 ・ 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、<u>障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服</u>するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって<u>心身の調和的発達の基盤を養う</u>ことを目的に、「自立活動の時間」を中心に、学校の教育活動全体で指導。 ・ 高等部段階の生徒数が増加し、社会に出てからも、<u>自己理解し、得意不得意を伝えることが苦手</u>だったり、<u>進路先で人間関係を築く力</u>などが十分に育っていない、などの課題が指摘。 ・ 児童生徒の実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離。 ・ 通級による指導や特別支援学級で学ぶ児童生徒の増加により、「<u>自立活動</u>」を行う場が拡大。 【主な意見】 特別支援学校学習指導要領において、 ○ 自己の理解や感情を高めるような内容の整理、主体的に学ぶ意欲の一層の伸長など、<u>発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実</u>が必要ではないか。 ○ 実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までの<u>プロセスを結ぶ要点をわかりやすく記述</u>ことが必要ではないか。 ○ 自立活動における<u>多様な評価方法をわかりやすく記述</u>することが必要ではないか。 <u>小・中・高等学校学習指導要領において、</u> （通級による指導、特別支援学校の教育課程に関連して） ○ <u>自立活動の目的、内容などを記述</u>することが必要ではないか。
⑦ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。	【現状】 ・ <u>知的障害のある児童生徒の学習上の特性</u>（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなど）<u>を踏まえた内容で構成</u>。 ・ 一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程が編成できるよう、学習指導要領においては、<u>段階別に、各教科の目</u>

	<u>標及び内容を大綱的に示している。</u> ・ <u>各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧</u>になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしにくい、という指摘がある。 ・ <u>特別支援学級（小・中学校）において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい</u>、という指摘がある。 など 【主な意見】 次のような改善が必要。 ○ 小学校等との各教科を通して育成される資質・能力と知的障害のある児童生徒のための各教科を通して育成される資質・能力は同じものとして、<u>小学校等の各教科の目標・内容と関連付けて整理することが必要</u>ではないか。 ○ 例えば、中学部・高等部社会科において、政治的主体、経済的主体、法的主体となることの重視や、グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解など、<u>社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実が必要</u>ではないか。 ○ 中学部の段階について、小学部の段階や高等部の段階とのつながりを整理することで、各学部・段階の連続性のある学習内容を設定し、学部間等の円滑な接続を図ることが必要ではないか。 ○ <u>各教科等で求められる資質・能力を育成することを、各教科等を合わせた指導を行う場合において明確にすることが必要</u>ではないか。 ○ 知的障害のある児童生徒が<u>質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実が必要</u>ではないか。 ○ <u>各教科の評価の観点による学習評価を導入</u>し、学習評価をもとに、教育課程のPDCAサイクルを確立することが必要ではないか。 ○ 特別支援学級（小・中学校）における取扱い、小・中・高等学校の各教科との関連の可視化する必要があるのではないか。 など
--	--

※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現については、今後、特別支援教育部会で検討した上で、総則・評価特別部会において検討を行う予定。

特別支援教育にかかわる教育課程（概要）

通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
○幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。	○小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程（通級による指導）を編成することができる。 ※通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で受けることができる。 ※通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準とする。	○基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。 ※特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。	○特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ※幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。 ※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。
その者の障害の状態（※）、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定する。 ※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。			

幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育について

【学校教育法】 第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
- 一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

【学習指導要領】

	障害のある幼児児童生徒への指導上の配慮
幼稚園教育要領 （第3章-第1-2）	(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
小学校 中学校 学習指導要領 （第1章-第4-2）	(7) 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
高等学校 学習指導要領 （第1章-第5款-5）	(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

「通級による指導」に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

【小学校学習指導要領解説 総則編】

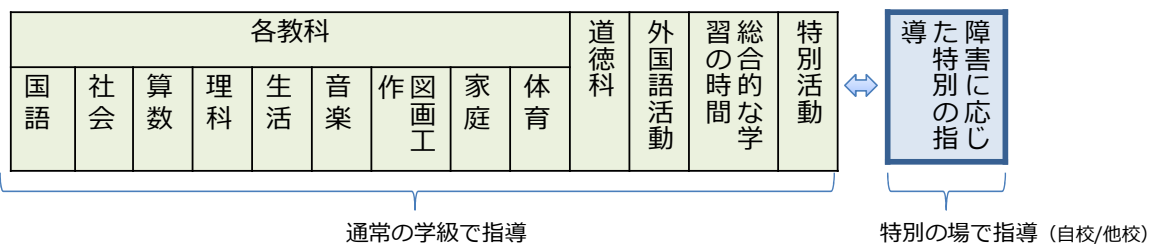
指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

-2-

「通級による指導」に係る教育課程について

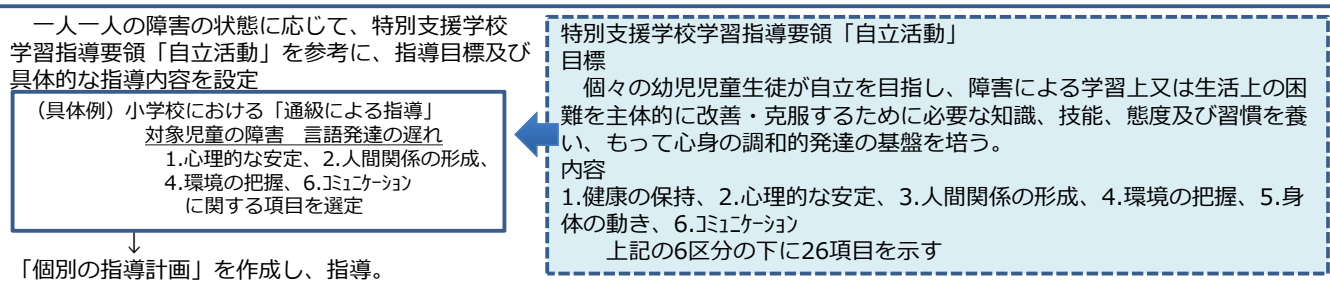
通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で実施



障害に応じた特別の指導の内容

特別の指導を行う場合は、特別支援学校小・中学部学習指導要領の「自立活動」の目標・内容を参考として実施。



特別の指導に係る授業時数

年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準

特別支援学級に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における**特別支援学級に係る教育課程**については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、**特別の教育課程によることができる。**

【通知】

（「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）」（20文科初第1307号平成21年3月9日 文部科学省初等中等教育局長）

小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において**特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する**

【小学校学習指導要領解説 総則編】

学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、**特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし**、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「**自立活動**」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

-4-

特別支援学級に係る教育課程について

特別支援学級

特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することが可能。

特別の教育課程を編成する場合は、**特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成**。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

実情に合った教育課程の編成

〔学習指導要領解説の記述例〕

- ・特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を取り入れる ・各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- ・特別支援学校（知的障害）の各教科に替える など

中学校の教育課程

各教科								道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語			

特別支援学校中学部（知的障害）の教育課程

各教科								道徳科	特別活動	時間	総合的な学習の時間	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	※外国語				

※外国語を設けることができる

（具体例）知的障害特別支援学級

生徒の知的障害の状態などを踏まえ、特別支援学校学習指導要領を参考に、教育課程を編成
↓
「個別の指導計画」を作成し、指導

教科等別の指導

各教科								道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	音楽	美術 (下学年)	保健体育	技術・家庭	外国語					

教科等を合わせた指導

指導	日常生活の指導	作業学習	生活単元学習
----	---------	------	--------

特別支援学級の1学級の編制 15人以下を標準。

目的

個々の児童又は生徒が自立を目指し、
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・
克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、
もって心身の調和的発達ของ基盤を培う。

※「特別支援学校小中学部学習指導要領」より。幼稚部、高等部も同様の記述。

内容とその取扱い

- ・個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分26項目で示されている。
- ・幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

自立活動の内容の6区分26項目について

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関すること。 (2)感覚や認知の特性への対応に関すること。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3)日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4)身体の移動能力に関すること。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

教育基本法 第4条

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に
 応じ、十分な教育を受けられるよう、**教育上必要な支援**を講じなければ
 ならない。

通常の学級
 (支援)

教科別の指導

調和のとれた育成



算数(体積): 平面での理
 解が困難な児童に対し、
 積み木でイメージ化

自立活動

心身の調和的発達の**基盤**を培う

- ・発達の遅れや不均衡を改善
- ・発達の進んでいる側面を更に伸ばし、遅れている側面を補う

学校教育法施行規則 第140条

小・中学校等において、障害に応じ
 た**特別の指導**を行う必要があるも
 のを教育する場合は、特別の教育
 課程によることができる。

通級による指導

(学習指導要領)「教師間の**連携に努め、効果的な指導を行うこと**」
 (〃解説総則編) 3 その他の教育課程編成の特例 (2) 通級による
 指導の場合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克
 服を目的とした**自立活動**の内容を取り入れる(中略)」

学校教育法施行規則 第138条

小・中学校等における特別支援学
 級に係る教育課程については、(中
 略)**特別の教育課程**によることがで
 きる。

特別支援学級

(学習指導要領)「教師間の**連携に努め、効果的な指導を行うこと**」
 (〃解説総則編) 3 その他の教育課程編成の特例 (1) 特別支援学級の場
 合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした**自
 立活動**の内容を取り入れたり(中略)」

学校教育法施行規則 第126条

小学部の教育課程は、各教科、道
 徳、外国語活動、総合的な学習の
 時間、特別活動並びに**自立活動**に
 よって編成する

特別支援学校

(学習指導要領) 自立活動に充てる授業時数は適切に定める
 (〃解説自立活動編) 時間の指導を要として**教育活動全体を通じて指導**

【「合理的配慮」の定義】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - ・ 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
 - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
 - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(中教審初中分科会報告 (H24.7) より)

合理的配慮の観点について

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

①教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(中教審初中分科会報告 (H24.7) より)

●障害者権利条約（H26. 1 批准）

第24条

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。

●障害者差別解消法（H28. 4. 1 施行）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、（・・・第7条第1項に同じ・・・）。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、（・・・第7条第2項に同じ・・・）必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的配慮について(28. 4. 1～)

- | | | |
|----------|---------|--------|
| ○国公立学校など | ⇒ 行政機関等 | ⇒ 法的義務 |
| ○学校法人など | ⇒ 事業者 | ⇒ 努力義務 |

合理的配慮の例

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害(LD)のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意



肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話
(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする 等)

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、**具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。**

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ**、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

(参考)小学校学習指導要領 第1章総則 第4 (抜粋)

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画**又は**家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成(義務付け)			
幼・小・中・高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい(努力義務)			
作成状況(H26)	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47.3%(76.6%)	92.5%(98.1%)	83.7%(95.6%)	27.2%(67.1%)
個別の教育支援計画	38.6%(65.9%)	78.6%(87.7%)	71.9%(86.4%)	23.2%(59.3%)

* ()内は作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

個別の指導計画の例

平成○年度個別指導計画

○○立○○小学校 言語障害通級指導学級

ふりがな ＜児童名＞ 〇〇 〇〇		＜在籍学校・学級＞ 〇〇小学校 3年〇組		＜担任＞ 〇〇 〇〇		＜当教室担任＞ 〇〇 〇〇		＜通級形態＞ 週1回 2単位時間	
＜本児の願い＞ 言葉を覚えたい。				＜保護者の願い＞ 言葉で自分の気持ちなどを伝えられるようになり、言いたいことが言えなくてイライラしたりしなくなってほしい。					
目標		〇身近なものについての語彙を増やし、言葉のイメージを豊かにする。 〇言葉で状況や自分の気持ちなどをできるだけ詳しく伝えられるようになる。 〇得意なことを通して、集中して取り組む気持ちや自信をつける。							
	ねらい		学 習 内 容			評 価			
一 学 期	(1)身近なもの、動作や状態を表す言葉等を覚える。 (2) 2～3人の人がやりとりをしている絵を見て、文章化する。前後の状況を絵にして、説明する。 (3) 覚えた語彙や前後の状況を得意な		(1)絵カードや情景を描いた絵について、出てくる語彙を覚えたり、説明したりする。 (2) 状況の絵を見て文章にする。また、できた文を前後のつながりを確認しながら組み立てる。 (3) 覚えた語彙や状況			(1) 名称が出てこない場合は、「何をするもの？」といった質問をすると身振りを交えながら、「こうやってこうするもの」「こうやってはさむ。」とたどたどしいながらも、説明することができました。 (2) 「どうして？」「その後は？」「どう思った？」等と一つ一つ丁寧に質問していくことで、文章をつなげていくことができました。また、後から思いついた文と前に言った文を「誰が？」等一つ一つ確認していくことで、時系列に並べていくことができました。 (3) 意欲的に取り組み、状況絵は3コマ漫画のように吹きだしをつけるなどしていました。			

個別の教育支援計画の例

児童・生徒	ふりがな			性別
担任	氏名			
在籍校		学校	年	
現在・将来についての希望				
児童・生徒				
保護者				
支援の目標		学校生活における児童・生徒への支援の内容 ・教育的支援（適切な指導及び必要な支援）の内容と指導者の役割分担 ・「個別指導計画」での具体的な指導・支援		
必要と思われる支援				
学校の支援				
家庭の支援		家庭生活における児童・生徒への支援の内容 ・家庭における児童・生徒への支援の役割分担		
支援機関の支援				
家庭生活	支援機関:	担当者:	地域生活における支援 ・ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、放課後活動等への参加 ・ショートステイ等の利用 ・家族への必要な支援 ・その他	
	支援内容:	連絡先:		
余暇・地域生活	支援機関:			
	支援内容:			

東京都教育委員会「特別支援学級の教育課程編成の手引」から

特別支援教育コーディネーターについて

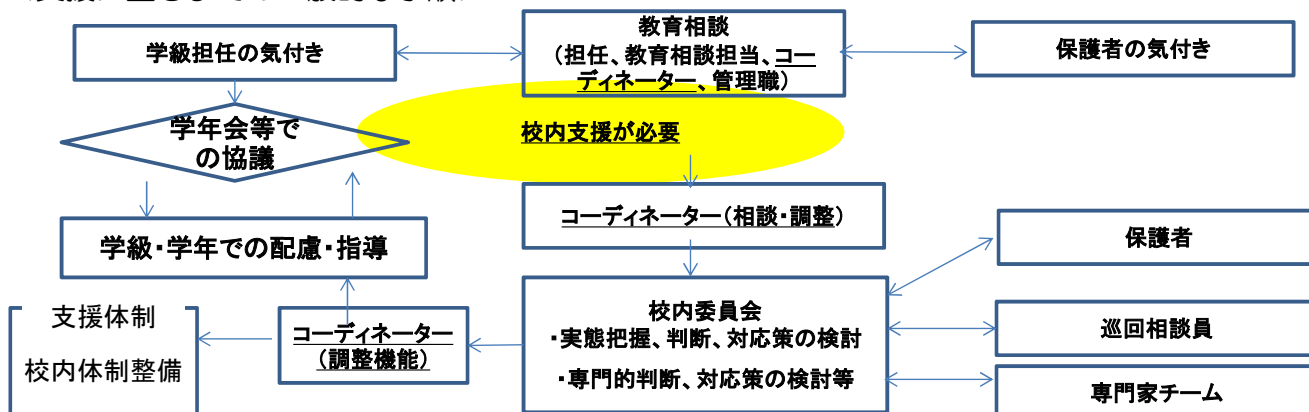
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- ・関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

（平成26年度配置状況） 87.4%（国公私・幼小中高計）

＜支援に至るまでの一般的な手順＞



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

＜障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義＞

- ・**障害のある子供たちの経験を広めて**積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、**障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深める**ための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、**互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる**重要な活動である。

交流及び共同学習について（学習指導要領総則における記述）

●小学校学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、**小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに**、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、**小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに**、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

（幼稚園教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。）

交流及び共同学習について（実施にあたっての留意事項） （特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述）

◇留意事項

① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ
・解説 総則等編 幼小中
幼：P99～100、小中：P183～186
・解説 総則等編 高：P109～112

-20-

交流及び共同学習の例

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成（居住地校交流の例）

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行くと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部

居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	「音楽」・・・歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」・・・紙や糊を使い友だちと作品を作る。 「体育」・・・運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。 「運動会」・・・綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。	

成果

- 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。
- 授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。
- 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。